

午後二時三分開会

○衆議院議長（額賀福志郎君） 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。どうございます。

令和四年一月、立法院は、細田前衆議院議長及び山東前参議院議長の下、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けますとともに、両議長からは、政府の検討結果を踏まえ、各党各会派において議論を進めていただきたいとの要請がありました。

私としては、昨年、衆議院議長に就任した後、細田前議長の御意志を受け継ぎ、立法院の総意を取りまとめるべく、各党各会派に意見集約を改めてお願いさせていただいたところでありました。

本日は、立法院の総意をまとめていくために、第一歩として、各党各会派を代表する方々にお集まりをいただきました。政府からの報告に対する各党各会派の御意見をお聞かせ願えればありがたいと思います。

皇室の在り方、特に安定的な皇位継承は、国家の基本に関わる重要な事柄であり、慎重かつ丁寧に検討を進めていく必要があります。同時に、皇族数が減少する現状に鑑みれば、これ以上、先送りすることが許されない喫緊の課題でもあります。可能な限り、今国会中の意見の取りまとめを目標に、力を尽くしてまいりたいと思います。この全体会議での議論のほか、皇室会議の構成員でもある衆参正副議長四者でよく相談をしながら、また、随時、各党各会派との個別の意見調整も行ってま

いりたいと思います。

それでは、尾辻参議院議長からも御挨拶をいただきます。

○参議院議長（尾辻秀久君） ただいま額賀議長からもお話がございましたが、私もこれがこれから取り組もうといたします課題というのは、これはもう我が国にとつては一番の根幹に関わる大変重要なものだと思っております。

これまで、各党各会派における検討を経て、それぞれ御意見や論点をまとめていただきました。この場をおかりして、皆様の御尽力に改めて感謝を申し上げます。

今後、丁寧かつ慎重な議論を通じて、皆様方とともに、求められる皇室の在り方についての検討を深めまして、立法院としての総意を見出すことが肝要と考えております。引き続き、議論を重ねていただけるよう、額賀議長とともに力を合わせながら取組を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○衆議院議長（額賀福志郎君） 本日の会議には、林内閣官房長官にもお越しをいただいております。御挨拶をいただきたいと思っております。

○内閣官房長官（林芳正君） 本日は、お招きをいただきまして、ありがとうございます。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議の一で示された課題につきまして、令和三年に有識者会議を開催いたしました上で、座長である清家篤元慶応義塾塾長の下で、大変丁寧な

議論を重ねていただきました。

政府といたしましたのは、この有識者会議が取りまとめた報告書を尊重することとして、令和四年一月に、岸田総理から衆参両院の議長、副議長に御報告するとともに、松野官房長官から各党各会派の代表者に対し内容の御説明を申し上げたとこの承知をしております。

その後、各党各会派において検討が行われ、今般、額賀衆議院議長、尾辻参議院議長の下、立法院の総意の取りまとめに向けた御議論を進めていかれるところと伺っております。

政府といたしましたのは、御議論の結果を踏まえて、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。

それでは、全体会議における議事録の取扱いにつきまして御報告をさせていただきますと思います。

両院正副議長で協議いたしました結果、全体会議においては議事録を作成することといたしました。しかし、自由閣達に議論をしていただくために、議事録は当面、非公表とし、結論が出た後に、しかるべきタイミングで公表することといたしました。

会議の概要については、会議終了後、両院正副議長で記者会見を行い、説明をしていきたいと思っております。

各党各会派からの御提出をいただいた意見書等

の資料につきましては、会議終了後の記者会見で配付をさせていただきたいと思えます。衆参のホームページに掲載したいと思えます。意見書等の御提出のない党、会派につきましては、本日の御発言の概要を記者会見で紹介するとともに、衆参のホームページに掲載をさせていただきたいと思えます。

それでは、各党各会派からの意見表明に入りたいと思えます。

それぞれ五分程度でお願いできればありがたいです。

まず、自由民主党から御発言をお願いいたします。

○衆議院議員（麻生太郎君） 一昨年、衆参両院議長から、政府の有識者会議の報告書に基づいて、各党各会派において議論をするよう要請がありました。自由民主党におきましては、総裁が設ける特別の機関として、安定的な皇位継承の確保に関する懇談会を設置させていただき、私の下で、有識者会議における議論の経過、報告書について検討を行ってまいりました。そして、お手元に配付させていただいております、安定的な皇位継承の在り方に関する所見を取りまとめました。

詳細につきましては、幹事長の方から説明をさせていただきます。

○衆議院議員（茂木敏充君） それでは、私の方から、お手元の、自由民主党の安定的な皇位継承の在り方に関する所見について御説明を申し上げます。

皇位の継承という、我が国の国柄、国家の根幹

に関わる極めて重要な事柄については、制度的な安定性の確保に万全を期さなければなりません。

また、次世代の皇位継承者がいらつしやる中で、皇位継承の仕組みを大きく変更することは、慎重の上にも慎重であることが求められます。

以上の見地から、我が党は、秋篠宮皇嗣殿下、悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしてはならない、そして、悠仁親王殿下の次の代以降の皇位継承については、今後の経過を踏まえつつ、静ひつな環境の中で議論を深めていくべきであると思えます。

一方、皇室会議や摂政など、皇室をめぐる諸制度が、複数の皇族がいらつしやることを前提として成り立っていること、現在、皇族方が果たしておられる役割が広範囲にわたること、さらには、悠仁親王殿下以外の五名の未婚の皇族が全て女性であることなどを考慮すれば、皇族数の確保はまさに喫緊の課題であると思えます。

このような現状に鑑み、我が党としては、まずは、皇位継承の問題とは切り離して速やかに皇族数確保のための方策を講じ、その先に安定的な皇位継承の道筋を見出していくべきであるというのが基本的な考え方であります。

この観点から、我が党として、報告書に示された有識者会議の見解は十分理解でき、妥当なものと考えられることから、同報告書に掲げられた皇族数確保に関する三つの方策を検証することを通じて、党としての所見を取りまとめました。

第一に、内親王、女王が結婚後も皇族の身分を保持することについては、内親王、女王に婚姻後

も皇族の身分を保持していただくことは、皇族数確保のために必要であると思えます。

ただし、現在の内親王、女王殿下については、天皇及び皇族以外の方との婚姻を機に皇族の身分を離れるという現行制度の下で人生を過ごされてきたことに十分配慮すべきと思えます。

また、皇族以外の男性と婚姻され、かつ、婚姻後も皇族の身分を保持される場合にあっても、配偶者と子は皇族の身分を有することなく、一般国民としての権利義務を保持し続けることが適切であると思えます。

第二に、皇統に属する男系男子を皇族の養子とすることについて、旧十一宮家の皇族男子は、日本国憲法及び現行の皇室典範の下で、皇位継承資格を有していた方々であり、その子孫である皇統に属する男系の男子を皇族の養子とすることは、皇族数確保、安定的皇位継承のため、必要な方策であると思えます。

ただし、養子となった男性は皇位継承資格を持たず、その男性が養子となった後に生まれた男子は皇位継承権を有するものにするのが適切と考えます。

第三に、皇統に属する男系男子を直接皇族とすることについて、皇統に属する男系男子を法律により皇族とすることも、皇族数確保、安定的皇位継承のための方策として考えられます。

この方策については、基本的には、第一、第二の方策によって皇族数確保という目的を果たせなかった場合の方策として位置づけるべきものと考えます。

なお、この場合であっても、新たに皇族となった男性は皇位継承資格を持たず、その男性が養子となった後に生まれた男子は皇位継承資格を有するものとするのが適切と考えます。

また、これらいずれの方策の場合も、制度の見直しの影響を受ける方々に対する十分な配慮が求められるということを付言させていただきます。

安定的な皇位継承や皇族数の確保は、まさに我が国の根幹、国柄に関わる重要な課題であり、国論を二分するようなことはあってはならないと思います。

また、静ひつな環境の中で真摯な協議を重ね、立法院の総意を築き上げていくことは、国民の代表として国会に議席を有する各党各会派に課せられた責務であると考えます。

我が党は、安定的な皇位継承と皇族数確保のため、誠意を持って各党各会派との協議に臨み、速やかな合意とその実行に全力を尽くしてまいりたいと思えます。

自民党からは以上です。

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。

続いて、立憲民主党さん、お願いいたします。○衆議院議員（馬淵澄夫君） それでは、立憲民主党の論点整理ということで、私どもの考え方を御説明させていただきます。

まず、この有識者会議報告書に対しての検証という点におきましては、四つの視点からの議論が必要であると考えております。

それは、まず、退位特例法に対する附帯決議の

要請遵守ということでございます。元々、この有識者会議報告書に関しましては、退位特例法の附帯決議の要請に基づいての回答ということでの受け止めであるがゆえに、この要請の遵守ということがなされているかという観点。

そして、二点目には、憲法の適合性の検討でございます。天皇は憲法上の存在であり、立憲主義の観点からも、憲法違反の疑いが指摘されるようなことがあつてはならないということから、この検討は極めて重要だと考えます。

そして、三点目には、立法院としての責務でございます。これは、附帯決議で、「立法院の総意」が取りまとめられるよう検討を行うもの」とされておりまして、したがって、この要請を受けて、立法院としてしっかりと議論をし、総意を取りまとめ、必要がある。単に報告書に記載された案を追認するのではない、国会としての、立法院としての主体的な議論の提示と合意が必要であると考えます。

四点目は、歴史と伝統の尊重。天皇、皇室は、我が国古来から紡がれてきた固有の存在である。

先人の知恵と労苦によって皇位が継承されてきた事実があります。この制度を議論するに当たっては、長い歴史と伝統を尊重することが求められる。これら四つの視点によって、この有識者会議報告書に対する評価と対応を、まずは議論いたしました。

退位特例法の附帯決議の要請ということから鑑みますと、この有識者会議報告書では、ある意味、ゆるがせにはできないというところから、安定的

な皇位継承という先延ばしできない課題をむしろ先延ばししているのではないかと、また、皇族数の確保についての方策を示すにとどまっております。この附帯決議の要請である女性宮家の創設等、これについても明確な結論も示されていない、議論の経緯が十分ではないということから、附帯決議の要請には十分応えていないと言えないのではないかとこの評価というふうには我々はまとめさせていただきます。

その上で、これらの課題につきまして述べさせていただきます。

一つは、女性宮家の創設等についてでございます。

この女性宮家の創設等は、これが附帯決議の要請でありますが、女性皇族婚姻後の配偶者と子の地位というところで二点、これは、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とする案と、女性皇族に皇籍離脱後も皇室の御活動を支援していただくことを可能とする案という中で、配偶者及び子に皇族としての身分を付与、配偶者及び子に皇族としての身分を付与しないというこの二案が、野田内閣の下で、論点整理という形でまとめられました。

岸田内閣下の有識者報告書では、この二点については十分な議論がなされないうちに、配偶者及び子に皇族としての身分を付与しないという案がここで結論づけられております。

私どもとしては、これらは元々、その以前に定められていました野田内閣の論点整理にあるように、女性宮家の創設等に関しましては、配偶者及

び子に皇族としての身分を付与する、付与しないという、これら両論をしっかりと議論すべきだというふうな整理をさせていただいたところであります。

また、旧十一宮家男系男子から養子を迎える案につきましては、これは、まずは立法事実としての対象者の調査と意思の確認が必要であるということ、対象者の存在が不明なまま具体的な制度の設計は困難ということ、またさらには、そのような状況の中で憲法上の規定と制度を鑑みた場合に整合性を持つかどうかを含めて検討しなければならぬ、このように整理をし、憲法上の諸課題におきましては、養子たり得る資格を一般国民のうち皇統に属する男系男子に限定することは、憲法十四条一項、門地差別を禁じるこの憲法に反するのではないか、あるいは、旧十一宮家の男系男子に限定して養子を選ぶことは平等原則に反しないのかなどの議論が必要ではある、このように整理をしたところであります。

また、今後の議論の進め方というところでも、我々は考えておりますのは、このように、退位の特例法の中で定められました附帯決議に基づいた有識者報告書は十分な要請に依えていないというところから、ここは、これを再度議論を重ね、また、国民の総意に基づくという天皇の憲法上の地位の性質からも、議論の経過を国民に示し、また世論の動向も踏まえて整理をしていかねばならないと思っております。

その意味では、後ほど御説明があると思いますが、私どもの四つの観点とは更に加えて、公明党

さんは、当事者である皇族の方々の思いを踏まえるという観点を整理されておられます。我々の整理の中にはなかった観点であります。極めて重要な視点である、このように思っております。

今後、国権の最高機関である国会が主体的に論点を整理し、建設的な議論を尽くさねばならないということ、改めてこの場でも表明させていただきま

す。

以上でございます。

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。続きまして、日本維新の会、お願いいたします。○衆議院議員（馬場伸幸君） ありがとうございます。日本維新の会の馬場伸幸です。

令和四年一月、政府からの要請により、安定的な皇位継承の在り方を検討していた有識者会議の報告が立法院に対して行われ、衆参両院議長が各党各会派に対して議論する旨要請されてから既に二年四か月が経過しました。

両院議長の要請を受け、日本維新の会は、直ちに党の皇室制度調査会で議論を重ね、令和四年四月、政府報告書の内容を高く評価する意見書を両院議長に提出いたしました。

安定的な皇位継承は国家の根幹に関わり、立法院が目を見守ることができない喫緊の課題です。天皇は、国安かれ、民安かれと祈る御存在です。静ひつな環境の中で皇統を厚くする方策を講じることが、国会が真摯に向き合うべき大命題であることは言をまちません。しかし、他党他会派の足取りは重く、一年以上

も放置されていきました。この間、私は、昨年の通常国会と臨時国会、今国会の代表質問で、自民党総裁たる岸田総理に、与野党協議体の設置を主導するよう重ねて訴え、この四月には額賀衆議院議長に、各党各会派で議論する場を速やかに設けるよう要請させていただきました。党皇室制度調査会長である藤田幹事長も、三月の衆議院予算委員会を始め、国会で度々俎上にのせ、我が党は立法院での議論を喚起してまいりました。

かくして、各党各会派の意見集約が終わり、ようやく本日を迎えました。

この会議の開催に御尽力された額賀、尾辻両議長を始め関係各位に敬意を表すとともに、各党各会派においては、憲法改正同様に、政治資金問題や政局にかまけることなく、直面するこの国家的重大課題に最優先で取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

その上で、政府の検討結果報告に対する日本維新の会の見解を述べさせていただきます。

政府の報告では、今上陛下、秋篠宮皇嗣殿下、悠仁親王殿下と続く皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないこと、そして、まずは、皇位継承の問題と切り離して、皇族の確保を図ることが喫緊の課題であることが示されています。

皇族数の確保の具体的な方策として、第一に、内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族にするための二つを軸に、今後、具体的な制度の検討を進めていくべきではないかとされています。こ

のほか、この二つの方策では十分な皇族数を確保できない場合、皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすることを検討事項と考えるべきではないかとされています。

以上の三案について、我が党は、皇室のこれまでの歴史と整合性があり、かつ現実的であるという点で、高く評価をしています。

特に、二つ目の、養子制度の導入案については、皇位継承を目的として養子になった例として、後水尾天皇の皇子識仁親王が兄の後光明天皇の養子となり、その後、一六六三年に即位されたという第一百二代靈元天皇の例や、東山天皇の皇曾孫兼仁王が後桃園天皇の養子として一七七九年に即位されたという第一百十九代光格天皇の例があります。また、政府報告には、昭和二十二年十月に皇籍を離脱した旧十一宮家の皇族男子の子孫である男系男子を皇族の養子として迎えする案が示されていますが、この旧十一宮家の皇族男子は、現行憲法下において、昭和二十二年五月三日から同年十月十四日に皇籍を離脱されるまで皇位継承資格をお持ちになられた方々です。

現在の皇室との間で親戚関係があり、菊栄親睦会などを通じた交流関係も続いている点からしても、旧十一宮家の皇族男子の子孫である男系男子の方々は、現在の皇室と極めて近いお立場であると存じます。

歴史的にも、二千年に及ぶ男系の皇統を支え、守り、伝えてきたのは傍系の宮家でした。宮家、すなわち世襲親王家は、皇統の危機に備え、男系男子の皇位継承者を確保するために存在しました。

室町時代以降、伏見宮家、桂宮家、有栖川宮家、閑院宮家の四つの世襲親王家がつくられ、三方の天皇を輩出したしました。皇室という一本の柱は、四本の支柱たる宮家に支えられてきたのです。

これらの歴史と現実を踏まえれば、二つ目の方策は特に高く評価するに値し、最優先に取り組むべきであると考えます。男子皇族が減少し、皇位継承者が三方しかいらつしやらないという危機的状況下で、男系の皇統を守るために、皇統に属する旧宮家から男系男子の養子を迎えるのは、ごく自然なことです。

他方、一つ目の、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する案については、男系による皇統継承をなし崩し的に消滅させ、皇位継承資格を女系に拡大しかねないという懸念の声があることにも十分留意をすべきです。

国会においては、先ほど述べた歴史的事実を含め、国民の皆さんに対して正確な情報をお伝えして理解を醸成しつつ、今日まで紡がれてきた長い歴史と伝統を大切に、古来、例外なく男系継承が維持されてきた重みを踏まえた上で、皇室の歴史と整合的であり、かつ現実的である二つ目の方策、養子制度の導入について、皇室典範の改正により、安定的な法制度として実現すべきです。

皇室の伝統は、百二十六代の天皇が全て男系であり、皇位の世襲を定めた現行憲法二条に対する政府見解も、男系ないし男系重視で一貫しています。政府有識者会議のヒアリングでも、メンバー二十一人のうち十四人が男系を支持したと伺っています。

養子制度の導入を軸に立法院の総意が取りまとめられた暁には、内閣において、皇室典範の改正案について、先例に倣い、立法院の総意を厳粛かつ誠実に受け止め、直ちに立案に着手し、事前に各党各会派への説明を行った上で、速やかに国会に提出すべきだと、政権与党の皆様方に強く求め、私の発言を終わります。

ありがとうございました。

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。続きまして、公明党、お願いいたします。

○衆議院議員（北側一雄君） 公明党の意見を申し上げます。

まず、基本的な考え方でございます。安定的な皇位継承が確保されることは、国家の基本に関わることです。

皇位継承の流れを不安定化させることはあつてはなりません。悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承については、悠仁親王殿下の御年齢や御結婚をめぐる状況を踏まえ、引き続き議論を深めていくべきと考えます。

ただ、一方、将来、安定的な皇位継承の在り方を検討するに当たっては、一定の皇族数がおられることが不可欠です。まずは、皇族数の確保を図ることが急がれる課題で、喫緊に解決すべき課題と将来の議論に委ねるのがふさわしい課題とを立分けて議論を進めるべきであります。

制度の検討に当たりましては、三つの観点が必要と考えます。

第一に、国民の理解を得られるものでなければ

なりません。天皇の地位は日本国民の総意に基づくもので、国民の代表機関である国会において国民の総意を見つけ出すという基本姿勢の下で、政党内の幅広い合意の取りまとめに臨むことが重要です。

第二に、歴史と伝統の尊重です。我が国の皇位継承の歴史と伝統は重く、尊重されなければなりません。

第三に、当事者である皇族の方々の思いを踏まえなければなりません。これは、皇族の方々の意思を確認するという意味ではございません。皇族の方々の思いをおもんばかるという意味で書かせていただいております。

以下、政府の有識者会議の報告書にある二つの皇族数確保の具体的方策について意見を述べます。まず第一に、内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする方策です。

明治時代の旧皇室典範が定められるまでは、女性皇族は皇族でない者と婚姻しても皇族の身分は保持されてきました。女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持されることとするのは、国民の理解も得られ、皇室の歴史とも整合的と考えられ、制度化を検討すべきです。

また、婚姻後の女性皇族の配偶者、子は、皇族の身分を持たないとするのが適切かと考えられます。配偶者となる方の職業選択の自由等、一般国民として保障されてきた自由は保持されるとするのですが、女性皇族の方々の婚姻の支障とならないのではないかと思われま

一方、現在の内親王殿下、女王殿下については、

これまで現行制度の下で人生を歩んでこられたことに鑑み、経過措置として、皇族の身分を保持するか否かについて、一定の配慮をすべきではないかと思われま

次に、養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする方策です。

現在の少子化等の進展が続く中で、皇室を存続させるためには、皇族が養子を迎えることを可能とすべきと考えられます。その場合、有識者会議の報告にあるとおり、「皇族が男系による継承を積み重ねてきたことを踏まえると、養子となり皇族となる者も、皇統に属する男系の男子に該当する者に限る」とする報告は妥当と考えま

いわゆる旧十一宮家の方々は、現行憲法、皇室典範施行後五か月の間は皇族であったこと、また、明治天皇、昭和天皇の御息女が嫁がれ、その子孫の方々も現在に至るまで天皇家と交流があることも考慮すると、それらの方々との養子縁組が認められるべきと思われま

ただし、養子縁組手続については、民法の特例法として、皇室会議の議を経るなどの措置を取ることが必要とすべきでしょう。

また、養子となつて皇族となられた方は、これまで一般国民として生活をされてきたことを考えると、皇位継承資格は持たないとするのが適切と考えられま

さらに、縁組後に養子と婚姻した妻は皇族となるとし、父が養子となつた後に生まれた子は皇族となることが考えられま

また、皇位継承の流れを不安定化させないとい

う観点からは、天皇陛下御夫妻、上皇陛下御夫妻及び皇嗣殿下御夫妻は養子縁組できないとするのが適切かとも思われま

将来の検討課題でございますが、先ほど申し述べましたとおり、悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承資格については、静かな環境の下で、引き続き議論を深めていくべきと考えま

ちなみに、皇位継承の資格と皇位継承の順位とは、一体で議論をしなければならぬと思ひます。非常に重い課題であると考えま

また、女性皇族など、現在の皇族でない方が皇室活動を支援される制度の創設や、皇族の方々が担う公務の負担軽減も検討課題と考えられま

以上、公明党の意見を申し述べましたが、皇族数の確保策については、喫緊の課題であることから、是非、この国会中に政党間の幅広い合意が形成されるよう、両院議長、副議長には御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。
○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。

続きまして、日本共産党、お願いしま

○参議院議員（小池晃君） 日本共産党の小池晃です。

二〇二二年一月十八日、政府から説明をされた有識者会議の報告について意見を述べたいと思ひます。

日本共産党は、天皇の制度の問題は日本国憲法の条項と精神に基づいて議論、検討すべきだという見地から、退位に関する問題などについて発言

をしてまいりました。

日本国憲法は、第一条で、天皇について、日本の象徴であり日本国民統合の象徴と規定した上で、天皇の地位の根拠は、主権の存する国民の総意に基づく」と明記しています。戦前、万世一系の天皇が統治するとし、天皇の地位の根拠をアマテラスオオミカミの神勅にあるとしていたのとは根本的に異なります。

第二条は、皇位を世襲のものとしていますが、その継承の在り方を定める皇室典範は国会の議決によるとしています。戦前の皇室典範は議会も政府も一切関与できなかったのに対し、大きく変わっています。

このように、憲法の諸条項は、天皇の制度を主権者国民の全面的なコントロールの下に置くことを求めており、このことを基本的に考えるべきだと思います。

次に、政府の有識者会議の報告について述べます。報告は、天皇は男系男子によって継承されるべきということが不動の原則となっています。

しかし、憲法の規定に照らせば、多様な性を持つ人々によって構成されている日本国民の統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はどこにもありません。女性だから天皇になれないというのには、男女平等を掲げる憲法の精神に反します。女性天皇を認めることは、日本国憲法の条項と精神に照らして合理性を持つと考えます。女系天皇についても、同じ理由から認められるべきだと考えます。

国会の附帯決議が女性宮家の創設等についても検討を行うことを求めていたにもかかわらず、その附帯決議に基づく検討を行った有識者会議の報告が、なぜ男系男子を不動の原則としたのでしょうか。附帯決議に基づいて、女性宮家、女性天皇、女系天皇についても正面から検討すべきだと考えます。

今回の報告書は、女性天皇の検討を棚上げした上で、皇統に属する男系の男子を養子縁組で皇族とすることを提案していますが、これは事実上、女性天皇を否定するものです。

既に七十五年以上も日本国民として過ごしてきた旧皇族の子孫から国民の権利を奪うこと、皇統の継承と称して、六百年以上も遠い血筋を遡ることなど、憲法に照らして重大な問題があります。到底、国民の理解は得られないと申し上げておきたいと思えます。

以上で発言を終わります。

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。

続きまして、国民民主党、お願いいたします。

○衆議院議員（玉木雄一郎君） 国民民主党代表の玉木雄一郎です。

我が党の考え方を申し述べたいと思えます。今までも話がありましたけれども、有識者会議の報告書三案について、まず申し上げます。

我々としても、皇族数の確保及び皇位の安定継承、この二つの課題にしっかりと応えていくことが必要だというふうに思えます。加えて、長い歴史をしっかりと踏まえた対応をしていくことが必

要だというふうに考えます。

その意味では、我が党は、男系を原則とし、そして男系の女性天皇も可能だと考えますが、ただ、現在、秋篠宮皇嗣殿下そして悠仁親王殿下という、この皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないということ、報告書の考えるとおりだと考えます。

その上で、まず、第一案の、女性皇族が結婚後も皇室に残る、皇族の身分を保持する、この考えについては、皇族数の確保の観点から、極めて急いで早急に結論を得るべき、具体策を立法院としても講じるべき策だと考えます。

あわせて、皇統に属する男系男子ではない配偶者とその子供は、皇族の身分を有せず、一般国民としての権利義務を保持し続けることが適当だと考えます。

次に、二番目の方策である、旧宮家の男系男子が養子縁組などで皇籍復帰するという案でありますけれども、この点についても、我々としては早急に具体策を講じるべきと考えます。

その際、養子となった男性は皇位継承資格を持たず、その男性が養子となった後に生まれた男子は皇位継承資格を有するものと考えることが適当だと考えます。

その際、これは立憲民主党の説明にもありませんけれども、いわゆる五か月だけ現憲法下で皇族であった十一宮家に男系男子を限定していいのか、それともそれ以外の男系男子の養子の可能性を認めるのかどうか、ここについてはしっかりと議論が必要だと思えます。この点についての整理

も急いで行うことが必要だというふうに考えます。いずれにしても、政局を離れ、静ひつな環境の中で、しかし、速やかに立法院の総意を取りまとめることが必要だと考えますし、そのことに我が党としても貢献をしてみたい、このことを申し上げて、国民民主党としての発表を終わりたいと思います。

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。ありがとうございました。

続きまして、れいわ新選組、お願いいたします。○衆議院議員（大石あきこ君） れいわ新選組の大石あきこです。

れいわ新選組としての意見表明です。れいわ新選組は、天皇制の在り方や皇位継承の問題について、幅広く、党内で自由に議論しております。ただし、天皇制の在り方や皇位継承の問題について国内で世論が二分されている中で、それに目を奪われて、本当に喫緊の課題である、大多数の国民が望む経済政策への議論がおざなりになることを問題視します。

報道では、行政府の長である岸田総理は、昨年来、先送りの許されない課題とか、政府の結論は出している、国会で早く議論に入ってもらいたいとも言っています。しかしながら、総理はそのように述べていますが、今国会で急いで立法院が議論を進めるべき切迫性について、客観的な理由があるのか。我が党派としては、このテーマをほかの議題よりも優先して今国会で議論するべき理由が見出せません。

何より、自民党が裏金問題の解決もしないまま、

この全体会議が開催されています。その趣旨としては、与野党が静かな環境で話し合うことのようにです。しかし、静かな環境で議論というものの、国会をめぐる情勢は極めて波が高い状況であることは、誰の目にも明らかです。このような中で議論をスタートさせてしまうことは、先ほど述べたように、優先順位としても疑問であるし、議論する場合にも極めて逆効果であると考えます。

しかも、この会議については、事務方からは、通常の常任委員会のように、リアルタイムで、何が話されたかを議事録などで直ちに公開する予定はないとも伺っておりますし、本日の議長の説明でもそうでした。野党が提出した書面はホームページ掲載ということのようですけれども、そういったことも私としては事前に聞かされていませんでしたので、臨む際には、全公開かもしれないし、全公開を前提に臨んでおりますので、行ってみて公開具合が分かるという仕組みは非常に不透明であると考えます。

そもそも、裏金問題を引き起こし、国民の政治不信が極度に高まっている中、与党自民党には、憲法改正や皇位継承、皇室典範の議論を今国会で拙速に進めるべきではないと我が党としては申し上げたい。本当に静かな環境で議論を行うのであれば、今はその時期ではないと申し上げます。

加えて言うならば、日本国憲法では、第一条において、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と規定されており、行政府の側が、議論を、有識者会議だけではなく、

主権者である国民の幅広い議論に委ねる努力を真摯に行ったのかという点についても疑問が残ります。

先日、五月十四日に、内閣官房内閣総務官室へのヒアリングを行いました。

まず、行政府が、附帯決議を受けてこの有識者会議にのみ議論を委嘱し、幅広い国民の声を聴取する仕組みを設けずに、限られた有識者の中での検討を行うようにした理由について伺いました。

回答としては、行政府がそのように判断したことだが、過去の、二〇一二年、民主党の野田政権のときに、皇室制度をめぐる議論では、有識者に論点整理をしてもらった後で、論点整理については幅広くパブリックコメントを行っている実績はあります。事実関係でいうと、今回はパブリックコメントは行っていないというお答えでした。

また、政府は皇位継承や皇室の在り方について世論調査を行ったことはありますかと伺いました。行っているとすれば、いつか。新聞社などの調査は見ますけれども、政府として意識調査を行っているかどうかを伺いました。答えは、皇室に関する問題では、政府は世論調査を行った実績は戦後存在していないと把握しているということです。皇室についても、その他の分野で幅広く政府広報で行っているような世論調査を行うことは理論上は排除されないが、人気投票にならないようにするなどの一定の配慮は必要であると思われるとの御回答でした。

そして、皇族の基本的な人権の在り方についての議論はどうなっていますかと伺いました。このよ

うな回答でした。宮内庁で整理したものがあ
りも含め、内閣官房としては把握してい
ない、このようなお答えだったので

それ踏まえて改めて申し上げますが、行
政府の側が、議論を、有識者会議だけ
ではなく、主権者である国民の幅広い
議論に委ねる努力を真摯に行ったの
かという点について、疑問が残ります

今回、会議を主宰していただいた国権
の最高機関たる衆議院の議長には、我
が党としては、まずはそのように申し
上げます

以上をもつて意見表明とします

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありが
うございます

続きまして、教育無償化を実現する会
、よろしくお願ひいたします

○衆議院議員（前原誠司君） 教育無償
化を実現する会として、「天皇の退位等
に関する皇室典範特例法案に対する附
帯決議」に関する有識者会議報告につ
いての考えを申し述べます

令和三年に、「天皇の退位等に関する皇
室典範特例法案に対する附帯決議」に
関する有識者会議報告は、我が国皇室
の歴史と伝統に整合的であり、かつ現
実的な方策が示されていると考えてお
ります

皇族数の確保の具体的な方策として、
女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持
すること、皇族の養子縁組を可能とし
、皇統に属する男系の男子を皇族とし
ることについて、具体的制度化を速や
かに進めるべきであると考えます

その際、方策一につきましては、一つ
の家族で、

女性皇族のみが皇族の身分を有し、配
偶者とその子が一般国民としての権利
義務を保持し続けることが妥当である
かとの点から、女性皇族の配偶者と子
においても皇族の身分を有することに
するとも検討すべきであると考えます
。その場合、皇位継承資格は男系男子
を基本とする観点から、女性皇族の配
偶者と子は皇位継承権を有しないもの
とすべきであると考えます

また、方策二につきましては、いわゆる
旧十一宮家の皇族男子は、現憲法下
において五か月間、皇位継承資格を有
していた方々ではあるもの、受け入れ
る宮家が希望され歓迎されなければ成
り立たないことから、その御意思、御
意向が最大限に尊重されることが重要
だと考えています

以上のことを踏まえ、教育無償化を
実現する会は、皇族数の確保を図るこ
とが喫緊の課題であることを強く認識
し、静ひつな環境の中で丁寧な議論を
行い、立法院としての総意をまとめて
いくために、その責任を果たしていく
決意を申し上げます

以上です

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありが
うございます

続きまして、有志の会、よろしくお願
ひいたします

○衆議院議員（福島伸亨君） 有志の
会の福島伸亨です

有志の会は、四人の少人数の会派であ
りますが、他党派に先駆け、三月十二
日にお手元の意見書を額賀衆議院議
長、海江田副議長に提出しており

ますので、その概要を申し述べます
。私たちが有志の会が何よりも重要
だと考えているのは、皇位継承等を
議論するに当たっての立法院としての
基本姿勢です

立法院の役割は、皇室はかくある
べきとか皇位継承はかくあるべきとい
う、皇室についてのべき論をすること
ではなく、将来にわたって安定的に
皇位の継承がなされるよう、皇室典
範において定めるべき枠組みをつくる
ことであると考えます

その上で、私たち立法院は、悠久の
日本の歴史の中で直近の民意を受け
ているにすぎない存在であることを
強く自覚し、悠久の皇室の歴史にお
いて先例のないことを可能とする
枠組みをつくることには、極めて
慎重であるべきだと考えます

私たち立法院の議論は、皇室典範
を改正して皇室の選肢を増やすた
めに行うものであり、それぞれの皇
族の方の配偶者の在り方などは一
義的に皇室においてお決めになり、
皇室会議の議に付すべきものであ
ると考えます

こうした基本姿勢を踏まえ、政府
における検討結果についての意見を
申し述べます

今上陛下から秋篠宮殿下、次世代
の悠仁親王殿下という皇位継承の
流れをゆるがせにしてはならない
という考え方は妥当だと考えます
。かつての壬申の乱の例を持ち出す
までもなく、皇位継承について世
論や議論が沸くようなことは、立
法府として絶対にはいけません

皇族数確保のための方策として、
第一に、内親王、女王が婚姻後も
皇族の身分を保持することと

することは、現在の皇室の御公務を維持していくためにも必要です。皇室典範十二条の改正が必要でしょう。この場合、その配偶者と子は、原則として、皇族としての身分を有するべきではありません。例外となる場合については次に申し述べます。

第二に、皇族に認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすることは、限定的に認め得ると考えます。具体的には、内親王、女王の配偶者となる場合です。皇室典範第九条、第十条の改正が必要でしょう。この場合、養子縁組をされる内親王や女王及びその子が皇位継承資格を持つか、その順位がどうなるかについての検討が必要で、皇室典範第一条と第二条の改正も必要となるでしょう。

第三に、皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とすることは、憲法との関係など整理すべき様々な難しい問題があり、皇統が途絶える危機にあるときなどの非常時の最終的な方策として、現時点で結論を出すべき事柄ではないと考えます。以上が、男系で紡がれてきた皇統の先例に基づき、安定的に皇位の継承を行うために可能な方策として、私たち有志の会が考えるものです。

対象となる内親王、女王様におかれては、日々人生の歩みを進まれていることから、各党会派の大部分の合意を得た事項について、皇室典範の具体的な改正案の策定に可及的速やかに取りかかるべきです。

額賀衆議院議長と私の故郷である水戸の学者、藤田東湖先生が作った「正氣の歌」では、「天地

正大の氣 粹然として神州に鍾る」という言葉から始まり、「神州孰か君臨す 萬古天皇を仰ぐ」として、「世に汚隆無くんばあらず」、ないわけではない、「正氣時に光を放つ」として、日本の歴史を、様々な混乱や大乱があっても正氣によって正しく皇統が継がれてきたことが、日本の独立を守り、日本を日本たらしめてきたということを守り、日本を日本たらしめてきたということを守り、日本を日本たらしめてきたことをうたっております。

その「天地正大の氣」、すなわち正氣とは、日本の歴史が紡いできたよき先例に全てであるというのが、徳川光圀公以来明治三十九年まで二百五十年にわたって大日本史を編さんし続けてきた水戸学の考えです。

御皇室に関わる国会の結論が、この正氣に基づいて、静かな環境の下で出されることを求めまして、有志の会の意見表明といたします。

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。

次に、社会民主党、お願いいたします。

○参議院議員（福島みずほ君） どうもありがとうございます。

社民党の皇位継承問題についての考え方を申し上げます。

憲法の天皇制の規定は、天皇にあらゆる権限を集中させた戦前の絶対君主制への反省から生まれたものです。現代においては、天皇制は、宗教的要素の強い宮中祭祀などの私的行為と国事行為を区分けして、政治利用や元首化につながらないよう、憲法が定める範囲で厳格に運用するべきだと考えます。天皇制は、国民主権の原則の下で、主

権者である国民の総意に基づいて運用されることが大前提です。制度の維持のみを自己目的とした制度改革には疑問です。

まず、天皇の皇位継承を男系男子に限る合理的な理由は全くありません。女性が皇位を継承すること自体を制限するべきではありません。女性差別撤廃条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、日本は一九八五年に批准をしておりますが、これを踏まえても、皇位の継承を男性に限ることは適当ではありません。女性の皇位継承を認めれば、皇位継承をめぐる懸念も払拭されます。

そして、第二に、そもそも男性皇族と女性皇族の扱いに差があることに合理的理由はありません。皇族の在り方を見直す中で、女性皇族が結婚後も皇室の身分を保持することや女性宮家を創設すること自体は否定をしません。配偶者や子は皇族としないという方がいいと考えますが、他方、一般女性が男性皇族と結婚した場合には、皇族の地位を得ることになります。それとの整合性、憲法十四条一項の平等原則、「すべて国民は、法の下に平等」との整合性が問題となります。今は二〇二四年です。なぜ差を設けるのかということについての合理的説明は可能でしょうか。また、女性宮家を創設することなどについても、皇族費の増大につながる面もあり、その点からも、慎重に検討すべき課題は存在すると考えます。

第三に、安定的な男系男子による皇位継承を維持するために、旧男系皇族を復帰させることには更に問題が多く、社民党は反対です。皇室典範第

九条が養子縁組を明確に禁じております。これは、戦前可能であったものを、皇室典範改正をして、明確に禁じました。その経過を調べたところ、やはり、恣意的に運用されることや、あるいは皇族費の増大など、様々な理由が述べられておりました。

養子縁組であれば、なぜこの人を養子縁組するのか、AではなくてB、BではなくてC、何人なのか。恐らく皇室会議で決めることになると思いますが、養子縁組は、極めて恣意的になる、恣意的な運用になる危険性が大変あり、社民党は反対です。そして費用も、皇族費も増えるということも明らかです。

なぜ、安定的な男系男子による皇位継承、そしてそのための養子縁組なのでしょうか。問題となっているのは、男系、男性だけを養子縁組にするということ、これは、女性差別撤廃条約を批准し、憲法十四条を持つ、そして、今もう諸外国も制度が随分変わっている中で、取るべきものであるとは思いません。

ですから、養子縁組、しかも、それが男系男子、男子のみということにも理解ができません。その養子縁組をした人間は皇位継承者にならない、でも子供は皇位継承者になるというのも、その論理的理屈も理解ができません。

ですから、皇位継承問題について、せっかくこれだけ議論するのであれば、男系男子に限る必要はない、女性天皇を認めるべきだというのが社民党の立場です。

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。

次に、沖縄の風、お願いいたします。

○参議院議員（高良鉄美君） 沖縄の風の高良鉄美です。

参議院会派の沖縄の風は、沖縄の未来と県民の尊厳、日本の民主主義を守るため、民意に沿った沖縄の平和な発展、暮らしの安定、その実現などを主な目的として活動しています。

二日前、五月十五日は、沖縄が日本に復帰をした日でございます。憲法が適用されてからも五十二年ということになります。そういった関係で、沖縄と天皇制の問題というのはかなりいろいろな側面がありますので、少し、前半お話ししたいと思います。

今年、一八五四年に米国からペリーが来航して琉球王国との間で琉米修好条約が締結されてから百七十年になります。

当時、沖縄は誇り高い琉球王国でした。一八六八年の明治政府樹立を経て、琉球王国は、一八七二年、琉球藩とされました。もう廃藩置県の終わった後の藩です。一八七九年の琉球処分で沖縄県となりました。四百五十年間続いた王国が併合された琉球処分に続く皇民化教育は、沖縄県民に経済的、社会的に厳しい状況を強いるものでした。特に、昭和の時代、一九四五年、本土防衛の捨て石になった沖縄戦では、天皇の名の下に、県民を巻き込んだ激しい地上戦が行われ、住民の四人に一人、十二万人を超える県民が犠牲になりました。また、憲法が施行された後の一九四七年九月、

米側に対し、二十五年から五十年、あるいはそれ以上、沖縄を米国に差し出す方針が記された天皇メッセージの問題もあります。

こうした米国統治の結果、ハーグ陸戦法規など国際法に違反する米軍による私有地の強制接収、いわゆる銃剣とブルドーザーによる暴力的な基地の建設、拡大が行われました。さらに、辺野古新基地問題を始め、新たな基地負担が押しつけられた米軍基地問題も、今も続いております。

沖縄戦とその後米軍統治などの歴史から、県民の間には天皇制に対して複雑な思いが存在することも、否定し難い事実です。

戦後の日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を三原理として掲げる中で、主権の存する日本国民の総意に基づいて象徴天皇制を定めています。

平成天皇、上皇は、忘れてはならない四つの日として、終戦記念日、広島と長崎の原爆忌と並び、六月二十三日の沖縄慰霊の日を挙げてこられ、毎年、御家族で祈りをささげているといいます。また、象徴的行為として、国内外の戦争犠牲者を悼む慰霊の旅に取り組み、沖縄訪問も重視されてきました。

今上天皇も、沖縄の人々の苦難を決して忘れてはならないとの思いから、毎年、沖縄慰霊の日には御一家で黙祷されることが知られています。

今上天皇は、復帰五十周年式典におけるお言葉で、沖縄には今なお様々な課題が残されています。今後、広く国民の沖縄に対する理解が更に深まることを希望するとともに、豊かな未来が沖縄に築

かれることを心から願っていますと述べるなど、
沖繩に寄せる思いは、折々のお言葉にも表れてい
ます。

このように、今上天皇、上皇の沖繩の県民に対
する寄り添い方、共にあるうと努めてこられた姿
は、保守、革新、独立論など立場の違いを超えて、
多くの沖繩県民にも受け止められていると思いま
す。

沖繩の風は、上皇の退位特例法の審査において、
象徴天皇制が安定的に継続するために、女性・女
系天皇を容認し、女性宮家の制度創設に向け議論
すべきことを強く主張いたしました。

しかし、当時のこの特例法の附帯決議への対応
について、内閣官房の有識者会議の設置は二〇二
一年三月二十三日まで先送りされ、さらに、同会
議の報告は、その年、二〇二一年の十二月二十二
日、両議院の正副議長が岸田総理から政府におけ
る検討結果の報告を受けたのは二〇二二年一月二
十二日と、速やかな対応とはほど遠かったと言わ
ざるを得ません。

また、内容も、先ほど来ありますように、有識
者会議の三つの方策が挙げられましたけれども、
女性・女系天皇を容認し、女性宮家の制度創設に
向け議論をすべきとする私たちの会派の意見とは
大きく乖離したものになっています。やはり、憲
法十四条の問題、法の下平等、さらには性別に
よる差別、あるいは門地による差別、そういった
ものが関わってくると思います。

仮に、今後、立法院における検討が有識者会議
報告の三点に事実上拘束され、その方策に対する

意見聴取にとどまるものであれば、多くの国民の
理解と支持を取り付けることは困難と言わざるを
得ません。

是非、額賀議長におかれましては、附帯決議に
おける、安定的な皇位継承を確保するための諸課
題、女性宮家の創設等について、立法院の総意の
取りまとめに向け、女性・女系天皇の容認、女性
宮家の制度創設を可能にする議題設定をお願いし
たいと思います。

女性・女系天皇の容認、女性宮家の制度創設は、
全国紙の各社説、各種世論調査の結果とも整合的
であり、国民的に関心の高い要望です。二十一世
紀の今日、君主制には国民の理解と支持が不可欠
であることに鑑みれば、我が国においても、国際
的にも主流となっている女性・女系天皇の容認等
に踏み込む必要があるのではないかと考えます。

以上、沖繩の風の見陳述といたします。
○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。

続きまして、NHKから国民を守る党、よろし
くお願いいたします。

○参議院議員（浜田聡君） NHKから国民を守
る党の浜田聡でございます。

我々は、今年の一月十八日に、額賀衆議院議長
に意見書を提出させていただきました。

冒頭、我々は、有識者会議報告で示された三つ
の案にはおおむね賛成であることを申し上げさせ
ていただきます。

まず、三つの案各々についての意見を簡単に述
べ、後に、理由などをまとめて述べさせていただきます。

きます。

第一、内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保
持することとすることについて、条件付賛成でござ
います。必要であるならば、皇室の先例に従っ
て進めていただくということです。

第二に、皇族には認められない養子縁組を
可能にし、皇統に属する男系の男子を皇族とする
ことについて、賛成でございます。可及的速やか
に実行すべきと思います。

第三、皇統に属する男系の男子を法律により直
接皇族とすることについて、賛成でございます。
可及的速やかに実行すべきと思います。

以下、理由を申し述べます。
我が党は、自由を守り、自由度を高めるために
行動することを基本理念として掲げており、当事
者の意思を最大限に尊重すべきという立場です。

皇位継承問題に関しても同様の立場であり、
秩父宮殿下の際には行われなかった立皇嗣の礼が
行われたことから、将来は秋篠宮皇嗣殿下、さら
には悠仁親王殿下へ継承していくことが天皇陛下
の大御心と解釈いたしております。

これは報告書にもあるように、第二百二十六代今
上天皇陛下まで一度の例外もなく皇位が男系継承
されてきた皇室の伝統にのっとったものと理解い
たしております。

現行憲法の下での上皇后陛下、皇后陛下、皇嗣
妃殿下の例に見るように、民間人の女性が皇族に
なった例は数多くあります。一方、民間人の男性
で皇族になった例は、日本の歴史で一度もありま
せん。皇位の男系継承は民間人の男性を排除する

男性差別と見ることもできますが、それこそが皇室の伝統であり、日本の歴史そのものでありますので、一時の価値観で判断し、軽々に変更してよいものではありません。皇位の男系継承という皇室の伝統を変更することは、日本の歴史の断絶を生むと考えます。そもそも、差別とは合理的な理由のない区別のことであり、民間人男性が皇族になることができない理由は明確に存在するため、男性差別でなく合理的区別であると理解しております。

我々は、綱領の前文に「日本の国民、生き物、環境、文化、伝統など日本を守る保守政党であり続ける。」とうたっており、皇位の男系継承という伝統を守っていくべきであるという立場であります。しかし、現状の皇室典範のままでは、悠仁親王殿下が御即位されたときに皇族が一人もいなくなってしまう可能性が残されます。

我が国は、初代神武天皇の伝説以来、皇統断絶の危機のたびに、傍系継承によりその危機を回避してきた歴史があります。絶対に子供が生まれる技術が存在しない以上、皇位の継承は常に不安定です。だからこそ、その時代に生きる国民が皇室の未来を守らなければならないと考えます。

歴史に学び、将来の皇統断絶の危機に備えるためにも、有識者会議が提言した、皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること、皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすることの方策を可及的速やかに実行すべきと考えます。

この皇統に属する男系の男子とは、いわゆる旧

皇族の方々であると理解しております。この旧皇族の方々には伏見宮家の子孫であり、十親等以上も血縁が離れた継承は、確実な歴史において、第十九代後龜山天皇から第百代後小松天皇以外、先例がないという点は、慎重に検討し、国民の理解を得るべき問題です。

この問題は明治天皇も昭和天皇も御認識されており、伏見宮系統の方々との婚姻を進められました。また、伏見宮系統の方々には、皇籍離脱後も菊栄親睦会を通じて皇室との交流が継続していると聞いております。そして、伏見宮家は、本来は永代親王家であり、五世の孫の原則の重大な例外であり、神武天皇に連なるもう一つの皇室です。

皇位継承問題を考える際に、直系は重要な要素です。しかし、皇室の伝統において優先されるのは、直系よりも男系です。そして、皇室が最も貴ぶ先例という点において、旧皇族の男系男子の皇籍取得には、例えば第五十九代宇多天皇や第六十代醍醐天皇を始めとする先例があります。

このような点を踏まえれば、旧皇族の皇籍取得は国民の理解を得られるものと期待しております。また、次の点につきましても強く要望いたします。

一、悠仁親王殿下を警備する体制を強化すること。二、悠仁親王殿下の御公務を極力軽減し、御公務よりもおきさき様探し、お世継ぎづくりを配慮すること。三、御学問所を再興し、皇族に適した学習環境を整備すること。四、根拠のない皇室バッシングには政府が毅然と対処すること。五、皇族の存続を経済面で支えるため、内廷費を見直

すこと。六、旧皇族の方々に皇籍復帰していただき、皇室会議に占める皇族の割合を増加させること。七、敬宮愛子内親王殿下、秋篠宮佳子内親王殿下、皇籍を取得していただく旧皇族の方々の御結婚に配慮していただくこと。その際に、女性宮家が必要ならば、皇室の先例に従って進めていただくこと。

以上でございます。

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。

続きまして、参政党、お願いいたします。

○参議院議員（神谷宗幣君） 参政党の神谷です。参政党は、先人の英知を生かし、天皇を中心の一つにまとまる平和な国をつくることを綱領の一つに掲げている政党です。また、憲法についても、日本人が自らの手で作る、創憲といった運動に取り組んでいきます。

そういった参政党は、今回の皇位継承の問題について、三点を重要視して考えています。

まず一点目は、我が国の歴史と伝統をしっかりと尊重し、考えていくこと、そういう視点に立つたときに、歴史的経緯を考えれば、憲法の在り方や皇室典範の在り方そのものも見直していく必要があるのではないか、そういったところも視野に入れて議論が必要ではないかということが一点目です。二点目は、皇位継承に関しては男系男子を基本として議論を進めていくこと。三つ目、今回は立法院として意見を取りまとめて発表するということだと思えますけれども、皇室の皆様のお考えや意向といったものもしっかりと酌んで、そこに

選択肢を増やすという形で我々の意見を述べていくことが大事ではないか、この三点を重要視して考えております。

その上で、今回有識者の方から提案されております三点に關しまして意見を申し上げます。

まず、二番と三番、皇室には認められない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること、皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすることに關しては、進めていくべきだというふうに考えます。ただ、そのときに養子になられた方、また皇籍に復帰された方自体の皇位継承資格というものは持たせずに、その男性が皇族となった後に生まれた男子に対して皇位継承権を認めるべきであるということをつけ加えていきたいと思っております。

それから、一番の、内親王、女王が婚姻後も皇室の身分を保持することとすることに關しては、皇族数の確保という観点では認めてよいというふうに考えますが、この場合でも、婚姻された場合の配偶者と子に關しては、皇族としての身分を有するべきではないということを注意づけて認めていくべきではないかというふうに考えております。

以上が参政党の意見になります。

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。

各党各会派の代表者の皆さん方には、貴重な御意見をいただきましたまして、本当に感謝を申し上げます。と思っております。

この際、海江田衆議院副議長及び長浜参議院副議長からも御発言をいただきましたと思います。

○衆議院副議長（海江田万里君） 衆議院の副議長の海江田です。

皆様、本当にありがとうございます。

私が衆議院副議長に就任して間もない令和四年一月に、岸田総理から、当時の細田衆議院議長や参議院の正副議長とともに、安定的な皇位継承に關する政府の報告書を受け取りました。

爾来、二年余りの歳月が流れ、立法院におけるこの問題に対する議論の開始が待たれていたところであります。

このような状況の下で、この度、額賀、尾辻両議長のリリーダシップにより、各政党各会派の皆様御協力をいただき、それぞれの立場の意見が取りまとめられました。

そして、本日、こうして全体会議を開催する運びになったことは、最初の大きな一歩であり、皆様方の御尽力に心から感謝申し上げます。

言うまでもなく、天皇は国民統合の象徴であり、皇室もまた、国民と強いきずなを有するものでなくてはなりません。その意味で、国民の信託を受けた我々立法院の成員は、安定的な皇位継承問題について、国民の目に見える形でオープンな議論を行わなければなりません。

熟議の府である国会として、これから立法院の総意の取りまとめに向け、皆様のお知恵をかりながら議論を進めてまいりたいと思っております。

引き続き、皆様のお協力を心よりお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○衆議院議長（額賀福志郎君） ありがとうございます。

次に、長浜参議院副議長、よろしく願いいたします。

○参議院副議長（長浜博行君） 今上陛下が即位をされて今年で五年ということになります。

皇室典範特例法の成立に至るまでの全体会議のときには、私自身も実務担当者の末席を汚させていただきます。

そういった中で今回のこの全体会議においても、様々な御意見を拝聴することとなりますが、静ひつな環境の下で、丁寧かつ慎重な議論が行われますことをお願いを申し上げます。一言、御挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○衆議院議長（額賀福志郎君） 両副議長、ありがとうございます。

本日御出席の皆さん方には、それぞれの御意見をいただきましたまして、立法院の総意の取りまとめのスタートに当たりまして御努力をいただき、心から感謝を申し上げます。

今後の全体会議の日程につきましては、先般、両院正副議長で協議いたしました結果、毎週一回原則木曜日午後三時に開会、金曜午後を予備日としております。

議論の進め方につきましては、本日の皆様方からの御意見を整理させていただいた上に、論点別に議論を行っていきたく思います。お手元には、事前に御提出をいただいた各党各会派からの意見

書を基に、事務的に想定される論点を整理したペーパーをお配りしております。本日の皆様方からの御意見表明を踏まえまして、改めて、主な論点及び意見の対比表の作成を指示することにしたと思います。

なお、今回の全体会議につきましては、二十三日午後三時から、ここ衆議院議長公邸で開催することにしたしまして、まずは、お手元のペーパーにあります総論、及び、皇族数確保についての第一案、女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持の論点を中心に、所要一時間から一時間半程度を目途として御議論をいただきたいと思っております。

なお、全体会議の各党各会派からの出席につきましては、今後は、今後、終盤国会に向けて大変お忙しいと存じますので、事前に出席等については確認をさせていただきますけれども、御欠席する場合等もあるかと思っております。そういう場合には、今日も配付しておりますが、当日配付の出席者一覧の中に、欠席しますとかそういうことを書かせていただいで、分かるようにしていきたいというふうに思っております。

これから、今日は初めての意見開陳でありますので、今後は、さらに、各項目ごとに議論を一、二回しまして、各党との間で、あるいは各会派との間でしっかりと意見調整をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもって、本日の会合は終了いたします。
○参議院議長（尾辻秀久君） あえて一言なのですが、参議院として、これから大変厳しい参議院

の日程が待ち受けておりますので、どうぞこのことに対する御配慮はよろしくお願ひをしますという事を申し上げておきたいと存じます。

くれぐれもよろしくお願ひを申し上げます。

○衆議院議長（額賀福志郎君） そういうことでございますが、各党の代表として必ず出させていただければありがたい、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

午後三時二十二分散会